友愛

発行所
友愛青年同志会
東京都文京区音羽町7の10
電話 大塚(94)2801
編集兼発行人 稲尾守正
定価1部10円

入会申込は直接本部までハガキで一報下さい
東京都文京区音羽七ノ一〇
友愛青年同志会

友愛の旗をかかげて

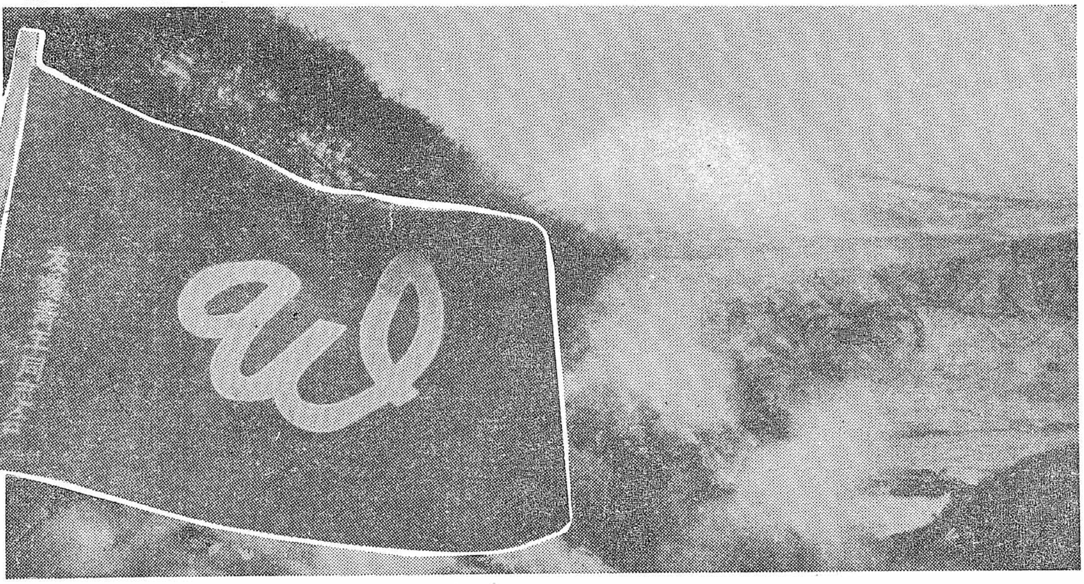

年頭の辞

会長　鳩山一郎

全国の会員の皆さん、おめでとう。年頭に当って、新春の訪れを皆さんと共に迎えられたことを、まずお喜びしたいと思います。昨年は、御承知のように念願の日ソ国交の回復が成り、国連の加盟も又実現をみてわが国にとって洵に喜ばしいかぎりであります。これらは、すべて国民各位の御支援の賜物でありますが特に友愛精神のもたらした成果であって、これによって益々その精神革命の必要を認識したことであります。スエズの紛争は全く遺憾なことでありましたが、互いに人格を尊重し合う友愛の精神を以ってすれば、国際間の対立や紛争も解決されることでしょう。武装平和の対立像から平和の地球像を樹立するためには、友愛精神が必らずや指導的役割を果すであろうと信じております。そのために、若い諸君が日夜活動せられておることは洵に力強いことであって明るい明日の創造のために私どもはまだまだ頑張らねばなりません。今迄は、政務多忙であって意の如く参りませんでしたが、幸い昨年暮、大任を果して政権を譲ることができましたので、今後は諸君とともに友愛の運動に挺身することができると思います。この会も結成以来、すでに四年になり、全国各地に若い会員諸君のたゆまざる力によって支部ができましたことは、同慶にたえません。どうか今後とも、いよいよ信念を固くして成果をあげられることを念願致します。

早急に建設委を設置
小委員会で骨子決まる

過去三ヵ年にわたり長野県軽井沢に〃友愛山荘〃を開設、多くの人々の好評を得たことは承知の通りであるが、開設期間が夏のみに限られ誠におしまれていたもので、これを常時開設するとともに全国各地に開設しようという声は年々会員の間にひろまり、先の第六回幹事会決定となってあらわれた。このことは「全国各地にわれわれの手で〃友愛山荘〃を建てよう」という年来の夢がいよいよ具体的になってきたのである。しかし山荘建設がそう簡単に出来るものでないことは会員諸君も充分承知のことと思うが、本会の実践運動の一つの方向として大いに注目すべきことであり、努力のしがいのある仕事といえよう。

〃友愛山荘〃建設運動の構想は軽井沢に開設して以来持ち続けてきたが、特に昨夏「青少年の野外活動」が文部省その他関係方面の奨励により盛んに唱えれたことにより青少年の野外旅行熱は高まり、若い生命の躍動は野に山にまた海にくり拡げられ、われわれも意を強くしていたところ、これら旅行者を受け入れる設備の貧弱なことが大きく浮び上ってきたのである。たしかにホテルや旅館はあり、多くの人を泊めることはできても、われわれ青少年が簡単に泊まれるところはいかに少ないかをいまさらながら考えさせられる。文部省でも、おくればせながら寺院、神社、公民館、学校、山の家お城その他の公共施設等を宿泊所に指定したり、この種運動を推進している日本ユース・ホステル協会、日本サイクリング協会、全日本学生ワンダーフォーゲル連盟、ボーイスカウト、ガールスカウト等関係諸団体及び関係当局の協力を要請各都道府県毎に青少年野外旅行委員会を設置するなど、積極的な動きをみせてきた。しかし専用宿泊所がほとんどないことは、この種運動の致命的欠陥ともいえ青少年と大自然との交流をはばむ要素となっている。年々野に山に海に繰り出す人の多きは、平和を象徴し健全な方向として喜ぶところであるが、途中の殺人的混雑はさておくとして、目的地での宿泊の苦労はそれに輪をかけているさまで、決して楽しい旅行であるとはいい切れないのが現状である。

幸い青少年野外旅行の中心的団体である日本ユース・ホステル協会の努力により、専用ホステルとはいかないまでも、各地に契約ホステルが設けられ利用者のかずも多くなった。しかしこれとてユース・ホステルの会員でないと利用できないところが難点で、一般青少年のための宿泊施設は依然すくないのである。

われわれの夢は、すべての青少年が簡単に泊まれるところをわれわれの手で建てることである、本会では第六回幹事会決定にしたがい「友愛山荘建設委員会」設置を急いでいるが、それにより先づ常任幹事会でも再三検討し、とりあえず「建設準備小委員会」（仮称）をつくりこゝで「友愛山荘建設委員会」の具体的な構成、運営方法及び建設計画の骨子を決めることになり昨年十二月別稿の通りの計画案を決め委員会を早急に発足させることにしている。

（計画案は四面）

北海道冷害救済募金

「北海道冷害救済運動」は昨年十二月本部をはじめ各支部・地区を通じておこなわれたが、そのうち救済募金に賛同し、昨年末までに本部に寄託した人々は次の通りである。募金は各支部・地区でも活発におこなわれ、現在なお続けているところも多いので、それらの集計は含まれていない。なお募金は近日中に集計し北海道庁東京事務所に寄託することになっている。

本部への寄託者芳名（敬称略）

（広島県）森田茂、佐藤辰夫、佐藤キミ子、藤井正臣、井上義男、橘高一彦、橘高房子、橘高満、橘高八郎、橘高良枝、橘高育代、橘高千鶴子、藤井ヤス子、猪原修三、小田切允、佐藤中、橘高明、和田進、中井茂樹、和田とし子、中井とめ、吉岡とよ子、管美月、管枝正、松本孝志、橘高勇一郎、高橋立夫、高橋日出子、石原長雄、高橋久恵、高橋俊恵、藤井素行、高橋竹夫、藤原伊作、西川円治、北村寿義冷、志田原重太郎、志田原英雄、北村貫保、猪原武二、渡辺節央、谷本徳太郎、

（兵庫県）永井二郎市、中川治男、高岡忠雄、小川光子、岸政市、米田育以、勝川満夫、安田捨雄、福島英二、福島茂夫、宮川久米雄、竹岡弥八、大村喜一郎、槽波元章、島修、尼子喜代松、藤田威子、壷坂住世子、逸田信治、

（愛知県）森川佐浪、野原江美子、鷲見隆三、三林啓子、佐野時子、原修、磯野清幸、竹内八州夫、三浦孝正、森新、大寺敦子、人見仁子、松村啓子、加納美紀代、牧野燁容子、松浦澄喜子、堀田和子、山本エミ子、林井喬子、小池澄枝、今井貴美子、後藤京子、相川文子、磯部韵子、田中君江、加藤久雄、廓谷本茂樹、大岩鈴子、伊藤千世子、高橋秀雄、深谷津年、佐々木亀子、牧野とく、佐藤即造、江川祐和、吉田登喜、三ツ矢健二、福光健夫、松浦竜治、

（新潟県）五十嵐尚司、岩橋隆三、鈴木ユリ子、鈴木エツ、村木盛司、中野安昭、吉沢功、鈴木智

（東京都）西田勇夫、田中清治、加島健二、奥田正雄、渡辺恒三、都筑久美恵、柳川濃、白石敏彦、白石克己、一ノ瀬弘、奥田吉郎、牧野民子、牧野もと子、牧野澄子、牧野輝子、篠崎トク子、要田ヨシ子、多田八十、小林久子、鈴木梅子、平野くに子、渡辺照子、北沢満雄、林春子、荒井きみ、梅沢光男、市川香枝、深津誠、深津道、深津淑子、深津佳代子、深津栄一、鍵尾卓治、大内康太郎、平野真悟、石井静雄、大久保、宮口二美雄、秋本親亨、野谷颸夫、出雲康人、山谷隆章、新谷鹿造、塚本正義、吉田正己、重岡燗、山崎実、鷲森徳幸、石川友造、梅田光一、大野允夫、蓮池孝夫、柳初枝、藤河清年、藤田英明、上野英富、程塚芳男、田辺伊太郎、山田宏、叶内立郎、伊藤為雄、中井俊郎、川崎徹、梶本英夫、土倉誠、伊藤恭宏、大木勝也、増田大成、川口皐月、川口淡、錦見久子、高橋弘、関口和幸、沢幡仁、田島益雄、小野勝哉、鈴木隆、小林茂、増田稔、加藤清、清水雅美、鎌田裕介、遠藤光博、藤田修外、高口幸正、山中秀夫、飯塚真一、吉川守造、大貫済、佐藤友男、永石孝、山田省吾、高橋良明、栗原鈴子、宮沢建雄、中村正彦、吉村多恵子、松井政次、三宅邦彦、岡田浩、土屋守、福田尚夫、川口皐月、神立良子、中川利康、鈴木迪也、杉浦真亮、白井壮夫、大淵伸一、大森多吉、加藤喜一、名取孝人、周原正邦、本橋保久、伊藤忠雄、中村良造、中村知愛、若原康弘、渡辺司、西崎俊輔、稲尾守正、篠田衛、渡辺昇、日本歯科大学（松原明男他七十六名）

備後振興同志会員の加盟を促進
＝尾道地区（広島県）＝

広島県尾道市を中心として活動している備後振興同志会（本部尾道市・会員約一〇〇〇名）では昨年十二月五日幹事会を開いたが、そのおり、本会尾道地区の実井忠義氏も出席、同氏より同会に青年部設置と友愛青年同志会との密接な交流を促進する提案がなされ、大いに注目された。

現在備後振興同志会に本会々員も多数参加しており、青年部設置を契機に、青年部会員全員がゆくゆくは本会に加盟するふくみがあるので尾道地区の今後の飛躍的発展が期待される。

直言

新しい年を迎え先ずは御目出度うございます。◇世は あげて〃神武以来〃の好景気だという。しかしその裏には、神武以来の〃新・珍〃記録も続出した◇歴代首相のお伊勢参りはいつの間にか恒例となって、今年は新春早々にもかかわらず、神武以来の観光ラッシュが予想され、伊勢へ伊勢へと草木もなびき、石橋景気は、お伊勢さんからということになるかもしれない◇酔ッ払いとヘド、格別用事もないのにゾロゾロつながって出歩く風習と家族連、神風タクシーは正に大繁盛、神武以来といわれる好景気の反映は、いづれも天下ご免の状態だ◇そのためかどをか東京消防庁の救急車の出動回数も元日には、百四三件という神武以来の新記録をだしたという。つまらぬ金を使って、酒や事故で身体をそこねて、それでお目出度いとは全くオメデタイ話である◇さてさて神武以来の好景気だなどといわれている、この「好景気」には非常なデコボコがあるのである。ある新聞の投書欄によれば、中小企業に三十年勤めている父親が苦労して娘さん達に高校を卒業させて長女を三年前に某銀行に、次女を去年某デパートに就職させ、神武以来の好景気といわれたこの暮のボーナス袋には父親が二万五千円長女が五万円、次女には四万円はいっていたという。神武以来といわれるこの好景気もその恩恵の配分についてはこれまた神武以来の不公平であるらしい◇一千億円を「目標」に減税するという。税金が安くなるといわれるが、現在の就労人口の六三%に当る低額所得者は、免税点以下の収入しかないので、減税には無縁で、米を主軸に運賃、ガス、電気等が高くなるので、いきおい「麦を食」わざるを得なくなる◇貧乏人は麦を食えという言葉にスリカエないよう、この好景気の恩恵もこれまた神武以来の公平をもって分配されることを望んで止まない。

謹賀新年

昭和三十二年元旦

友愛青年同志会
常任幹事会
事務局
編集局

論説

"今年こそ" 単なる繰り返しに終るな

本会結成以来四度目の新春を迎えた全国一万余の同志諸君と共に、まずお互いの健康を祝福したい。巷間、伝えられるところによれば昨年は"神武以来の好景気"であったといわれる。わが会も地味ではあるが着実にその地歩を築いてきた。本年が飛躍的発展の年とすれば、昨年は土台を築くための地ならしの年であったといいえよう。「学生と青年とのための山荘」建設運動をはじめ第四回幹事会を契機に本格的に踏みだされた社会保障制度確立のための具体的運動は、一にかかって本年の活動如何にその成果がかけられている。四年にわたる組織活動と普及活動を経て、全国的国民運動の基盤はようやく固められたとみてよい。友愛精神の普及活動から福祉社会実現への実践活動へ、すなわち、精神運動から実践活動への力強い転換こそが本年度以降の中心的課題となるであろう。結成以来の辛苦は今日以降のためにこそあったのである。

かかる本年の課題に答えるために、まず何よりも必要なことは、各地区の統一ある整備である。個々の力を結束して地区を団結せしめることは、実践活動の力を倍加せしめるであろう。それと共に、全国各地区の相互連絡と情報の交換をより緊密にしなければならない。この意味で、昨年度より各地区に企画実行し始められた「地方紙」の発刊は、大きな意義を持つし更には本会の活動に多大の成果をもたらすことであろう。第二に必要なことは、社会的実践への着手とそれに対応する本部の援助体勢の確立である。毎年に活発化している各地区の活動に対する本部の支援体勢が検討されなければなるまい。それと共に各地区は、学習や研究討議の成果を直ちに実践に移せるよう、その方向を実践可能な方へ向ける努力をなすべきである。

第三に必要なことは慎重な企画と広汎な活動である。その目的を達成するためには、協力可能な各階層各種団体え協力を呼びかける必要があろう。福祉活動の実践は、その推進力の巾の広さに応じて成果は拡大される。昨年の移動文化映画班中国派遣の成果はその一例を示している。

もちろん、普及活動や学習活動は絶えず忘れてはならない基礎的活動である。「友愛情報」による交換研究会などは試みられている実行可能な好適例であろう。社会保障制度確立のための運動も、社会保障制度の現在の実体を理解しなければ空念仏に終るであろうし、友愛精神の政治への反映もその実情を正しく認識しないでは成果は期待しえない。国の外交に対しても然りであり、憲法問題に対しても又同じである。不断の基礎活動の必要な所にである。しかしながら、国の政治に対する最大の発言力は若き力の結果による実践の成果である。今日、わが同志会はその会員一万余を数え、全国的統一を完成したわが国唯一の青年団体としてあるいは沖縄支援運動に、あるいは社会福祉の推進に、又あるいは地方僻村の水準向上に常に中心的勢力となって果した功績は多大であり、ようやく世人注視の的となってきている。かかる実践こそが、友愛社会実現の真の原動力であることを認識しなければならない。

毎年、年の始めにあたり今年こそはと腹を決めるのであるが、実際には例年の通りということで過してしまいがちで、いってみれば"今年こそは"を単に繰返しているにすぎないのである。このことは反面現実の社会はそんなにやさしいものでなく、多くの人は流れのままに流れて行く安易な気持でいることで、流れにさからうことがいかに困難であるかがわかるのである。われわれも"今年こそ"と腹に決めて本年度の運動にのり出した。これを単なる繰返しに終らせないように充分心懸けよう。

戦争放棄の諸問題 （1）

世界に類例のない規定 日本国憲法第九条・戦争放棄

昭和二十一年五月、わが国はその歴史に新しい一頁を書き加えた。いうまでもなく新憲法の制定である。新憲法は、全く画期的な三つの著しい特色を持つものであった。国民主権の宣言、戦争放棄の宣言、基本的人権の尊重がそれである。

その中で最も中心をなすものが戦争放棄の規定、なかんずく交戦権の否認と戦力の不保持を憲法上に明らかにしたことである。これを国際的にみれば、世界の憲法史始まって以来唯一の立法例であって他に類例をみない規定である。国内的にも、憲法議会で最も白熱的な論議の中心となった条項であって、この規定のゆえに、共産党は屈辱的憲法であるという理由で最後まで反対し、新憲法の誕生は国会における全員一致の賛成を得ることはできなかったものである。しかし、長い軍閥支配に悩んできた当時の国民にとっては全く新しい息吹きであり、何がな明るい安堵を与えた規定でもあった。恐らく国民の大部分は、戦争放棄による永久平和主義の理念に心からの賛意を表わしたのであろうと思われるのに、にもかかわらず最近これほどまでに憲法上の論議をかもし出した問題も少いであろう。

戦後十年、激動めまぐるしい国際環境の中にあって、わが国の平和と安全を確保するために、憲法第九条の戦争放棄条項は、果して成立当初の理想的役割を演ずることができるかどうか、世上に大きな疑問を投ずるに至ったことは否定することのできない事実である。その規定する内容も国会の論議を重ねるごとに変転し、今や防衛庁自衛隊の成立によってわが国の防衛態勢の実際は、再軍備へと大きく踏み出している。すなわち憲法の掲げる理想は、世界の現実の必要とは必らずしも一致していないのであり、事実上の軍隊を平和憲法の下に現存せしめているのである。かくて憲法第九条は、世論の焦点となり、今後も憲法改正論議の中心的課題としてその法的解決をみるまでは、批判論争が繰り返されることであろう。そこでこの平和主義を規定する第九条に関する諸問題を、あらゆる角度から再検討してみたいというのが今号以降に与えられた課題である。ここで特にことわっておきたいことは、本稿は、憲法の改正を主張しようとするものでもなければ、また再軍備を推進しようとするものでもなく、あくまで第九条にともなういろいろの問題を解説紹介し、会員諸君の憲法問題学習の資料の一つを提供しようというにすぎない。もとより、浅学非才充分に論述できない点は御寛恕願いたいし、又御批判を仰ぎたい。（北川記）

憲法の条項

第二章　戦争の放棄

第九条日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法の運命は国家の消長と共に

第一章　戦争放棄規定の誕生

第一節　憲法改正論の頭と背景

一、憲法改正問題の起因……所謂"明治憲法"と称されている大日本帝国憲法は、その施行の下に統帥権の侵犯など正式の改正手続を経ない憲法変化（「憲法問題の焦点」改正の意義の項で説明した）をいくつか内包しながらも、一八八九年制定以来、正式には一度の改正も受けないで五七年という長い生命を保持しつづけてきた。その明治憲法が始めて改正論議の矢面に立たせられた原因は、いうまでもなく第二次大戦におけるわが国の敗戦である。領土といわず国民といわず、政治、経済、社会、文化の全般にわたって受けた敗戦の痛手を、国家の根本法規たる憲法も又、当然受けずにはいられなかったのである。明治の維新以後、日清、日露の両戦役の勝利を契機として隆盛の一途を辿ったわが国運は正に憲法と共に歩ゆんできたのであって、国家の消長は、また憲法の消長でもあったのである。かくて憲法は、国家の敗戦とその運命を異にするわけにはゆかなかったのである。近代憲法の成立以後、その憲法の変遷が正に国家の消長と共にあったことは、世界各国憲法の例の示すところであって、第一次、第二次大戦以後の諸国の憲法に、われわれはその生命の誕生と消滅をみることができる。憲法が、国家の根本規範としてその国情を示すものであり、その社会的必要の産物であることを思えば、時の流れと共に、或は国家の運命の消長と共にその規定が変化することは、当然のことであって、何等あやしむことはない。わが国憲法の場合、問題は真に合法的になされたかということと、それが誰の意志によってなされたかということであろう。特に、第九条の戦争放棄の規定は後に資料が提示して明らかにされるが、憲法改正問題に直面して提案された政府、民間の多くの改正試案のどれにもみられなかったものである。すなわち、当時の日本国民の如何なる階層にも考えられなかった意図されない規定であったのであり、その発案者は今もなお、終戦秘話の"謎のカーテン"に包まれているのである。

改正当時のいきさつ

降伏で統治権は制限

ともあれ、明治憲法の運命は、わが国が降伏の覚悟を決め連合国の発したポツダム宣言を受諾した一九四五年八月十四日にその改正のおおよその方向が決定したのである。そして九月二日、合衆国戦艦ミズーリ号上で降伏文書に調印がなされ、わが国の無条件降伏は法的に決定「天皇及び日本国政府の国家統治の権限は、降伏条項実施のため、その必要と認むる措置をとる連合国最高司令官の制限の下におかれる」こととなった。このことは、明治憲法が法的に完全な機能を果すことができなくなったことを意味するのである。かくてわが国の統治は、連合国最高司令官マッカーサー元帥の制限の下におかれ、最高司令部の発する命令覚書がわが憲法の規定に優越した権限を持つ軍事占領の時代になったのである。そして又、この最高司令部の発した数多くの命令や覚書は、そのほとんどが明治憲法を部分的にせよ改正しなければならなくなるであろうことを暗示するものでもあったのである。終戦直後の法令の改廃、制度の改革は、相ついで発せられたこの指令（デイレクテイヴ）と覚書（メモランダム）によってなされたものであることは周知のところである。

米国初期と対日方針と憲法改正……明治憲法の改正が実際に着手されたのは主として昭和二十一年に入ってからのことであるが、それが最初に提起されたのは、昭和二〇年一〇月四日のマッカーサー・近衛第二次会談の席上であった、と伝えられている。すなわちこの席上、近衛文麿氏が「政府の組織及び議会の構成につき、意見なり指示」を求めたのに対し、マ元帥は「第一に憲法の改正を要すること、第二に議会の民主化のため選挙権の拡張と婦人参政権と労働者の権利を認めることが必要」と強調したといわれる。これが、いわば憲法改正問題についての公的な最初の発言であろうと思われるが、勿論この段階では具体的な内容についての指示はなされていない。ところで、これに関連して、これより少し前、昭和二〇年九月二二日、『降伏後における米国初期の対日方針』が発表されている。これは、米国の国務・陸軍・海軍三省の起草になるもので、九月六日、トルーマン大統領の承認を経ているものであるが、それには「日本に関する米国の究極の目的にして当初の時期における政策が遵うべきものは」、第一に「日本が再び米国の脅威となることのなきよう保証する」第二に「国民の自由意思に基く民主主義的な平和で責任ある政府の樹立である」と述べ、これらの目的達成のための手段として主要な次の四点をあげている。一、日本の主権の領土的制限二、軍国主義の除去（戦犯の処罰を含む）三、日本国民の自由、基本権の強化四、日本の平和経済の助長がそれである。ここで最も注目されるのは、この対日方針の中では自衛力をも否定した、戦争放棄憲法については未だいささかもふれられておらないということである。すなわち、この段階では米国の対日方針の中に戦争放棄が含まれていなかったことが明らかである。（つづく）

研究会の充実

友愛運動の発展にともない、会員多数から研究活動の充実を求める声が多いので、文化部では特に研究会サークルを中心に、研究活動への力を一段とつくすことになった。

▽友愛と民主主義研究会
友愛新年号から、深津栄一常幹の「カレルギーの立場」を掲載カ伯の最も新しい考え方を、号を追って詳述してゆく。

▽自衛と憲法研究会
現行憲法の中心ともいわれる、戦争放棄の諸問題を、北川登常幹によって機関紙に解説、前号までの「憲法問題の焦点」と、ともに憲法の研究資料とする。

▽農業問題研究会
神武以来の豊作といわれ、一方北海道の冷害に見舞われた昨年の農村の現況から、本年の農業問題の見通しを聴くため、河野重遠氏（東大教授）を招いて二月初旬研究会を開く。

▽弁論研究会
新責任者一ノ瀬弘君のもとに、研究会を開催。

郷土自慢

観光の港町

広島県尾道地区　実井忠義

尾道市は一千二百年以上もの歴史をもつ古い港町で、人口八五〇〇〇、山陽本線の主要駅を有し、多島海、瀬戸内海に面し、市街地は浄土寺、西国寺、千光寺の三山の裾に細長く海岸に沿い市の大部分が山で土地狭隘は山腹山頂まで住宅が建てられ、対岸向島との細い尾道水道は天然の港として第二種重要港湾に指定されています。

国立公園瀬戸内海の眺望と山全体を公園化し、春は桜の名所として一日十万余の花見遊山客を集め、東中腹に朱塗りの千光寺の堂塔が樹間に浮ぶ千光寺山こそ観光尾道の表徴であります。

尾道に始めてきた人が同じように気が付くのは寺の多いことであろう。往時八十一ヶ寺々は時代と共に整理されたが、浄土寺、西国寺その他の古刹が今尚多く残り、人口比率からというその数は京都を上回るものと思われ瀬戸内海文化発祥の地として尾道の歴史を思わせるものがあり、史蹟、伝説も多く頼山陽を始め、志賀直哉、中村憲吉、林芙美子等々数多く文人の縁りの地でもあり、自然に恵まれた尾道は天然の観光地ともいえるのであります。

近時観光事業が都市発展と又国策上重要な役割をなしているとが深く認識され、国においても観光事業振興五ヶ年計画策定、国の重要施策の一つとして取り上げております。各都市又観光面に積極的な努力を振いつゝありますが、何と申しましても観光施設の充実を計らなくてはならないのであります。

尾道市は前述の如く自然の美に恵まれているもの、更に観光施設の充実を計り都市発展を期するため、本年度千光寺山に延長三三六米のロープウエイを建設、来春三月には運転を開始すべく工事を進めておりますが、これに伴い山頂の施設として展望台、遊園地も計画され、一方頼山陽、志賀直哉、中村憲吉、林芙美子等尾道に縁りのある文人の顕彰碑を建て文学の小路と名付け尾道にふさわしい計画ともいえましよう。更に国立公園鳴滝山への登山道路浄土寺山へのドライブウエイの計画も既に古くからあるが、国宝など多数が遺されている各古刹の宝物を始め重要文化財の保護に努めると共に美術館の建設により、これらの公開も将来考えられるのではなかろうかと思われます。

旅の楽しみも旅館のサービスの如何で大きく左右されることを考えると接客サービスの向上は勿論であるが、団体旅行客を受け入れるだけの宿泊施設は観光都市を標榜する尾道には絶対必要とされるものである。又休憩所、公衆便所も完備し、都市の美観、環境衛生等の措置も又欠くべからざるものでこれらの諸計画は順次完備し、始めて観光都市として尾道が大きくクローズアップされるでしよう。

（註　本記事は尾道市役所観光課長・竹橋勝一氏に依頼した）

若人の声　交換の場
望翔　新年号　¥50（〒共）
国際連合とアジア　栃本健
創刊五周年祝辞　自民党顧問 北村徳太郎　社会党顧問 高津正道
創作・詩・歌・随筆他
青年の動き（特集）
▼望翔会
東京都太田区馬込東三ノ七三三

平和について
カレルギー伯の立場
（一）

昨年夏私は約二ヵ月半にわたって、ヨーロッパ及びアフリカとアジアの一部を旅行した。主目的は西ドイツのミュヘンの近くで行われた世界大学奉仕団の国際セミナー及びスイスのプイドウで行われたアメリカ・フレンズ委員会の国際セミナーに出席することであった。

そして同時に私の専攻する国際法及び国際政治の専門家にヨーロッパ各地で直接会い、教示をうけ、又は資料を入手することによって今後の研究に資したいというものであった。特にこゝで今書こうとしているカレルギ伯との会見は私にとって決して忘れることのできない印象的なものであった。それは昨年の九月に私が本紙上によせた会見記によって既に会員の皆さんにはよく知らせていることだと思う。たゞその会見の内容について、其の後非常に多くの人から質問され、私も折にふれ、少しずつ人に話し、文章にもしてきた。そして今度新年号上に詳細な内容を書けという編集局よりの要望もあり、結局また机の上に、カレルギとの会見の時もって行ったノートをひろげるということになった。カ伯の考えているところ、その立場を、出来るだけ正しく皆さんに伝えたいというのが、今の私の気持であってそれ以外何ものもない。（深津栄一）

（一）永久平和は不可能である

カ伯と共に過した七時間のうちで忘れがたい思い出として残っているものは、彼が現在書いている「平和論」という著書について語ったときである。この本の基本的な主題となっている問題は「世界永遠の平和は可能かどうか」というものであった。そしてカ伯はその著の中で永久平和の可能性について自問し、自答しているのである。

私はカ伯が世界永遠の平和は可能かどうかというテーマを英語で述べたとき、すぐ「可能でしょうか」と聞いた。その時、私はカ伯が恐らく永久平和は可能であるという答をするものとごくあたりまえに考えていた。ところが、彼が「世界の永久平和は不可能である」とすぐさま答えたときは、ほんとうのところ、おどろかされた。私は英語の「ポシブル」を「イムポシブル」と聞きまちがえたかともう一度聞き直した位であった。ところが、いろいろ聞いて行くうちに、その「永久平和不可能論」が極めて現実性を持った、はっきりした立場にたっていることがわかってきたのである。

カ伯の説くところは、大体次のようであった。

人間は自からの生命が永遠につゞくようにと祈るけれども、それは単なる願望に過ぎない。事実は人間の一生は限られ、病気にかゝったり、けがをしたりする。そしていつかは必ず死ぬ。この人間の生命を出来るだけ永らえようとする努力が医者によってなされる。その為に医療を施し、薬品を与える。然し、いつかはその生命が終るときがくる。それが現実である。

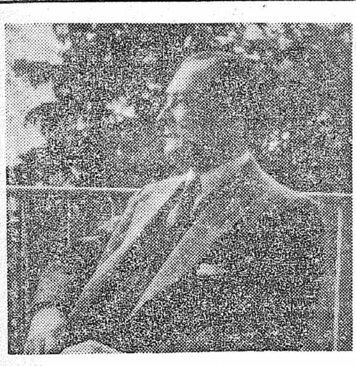

本会のバッチを腕につけるカ伯

歴史・人間・科学
日本、中国、インドの協力を期待

同様に「平和の時代」というものを我々は出来るだけ長くつゞくように努力することができる。政治によって実際に平和の時代を、「ひきのばす」ことは可能である。然し、いつかはこの平和の時代は戦争のぼつ発によって中断される。事実人類の歴史は、平和の時代と戦争の時代とのくりかえしであるといえる。いく世代かにわたって平和の時代をひきのばすことは可能であるし、又我々の努力によってそれを可能としなければならない。しかし我々の時代では平和の時代をつゞけることはできても我々の子供や孫の時代に戦争がおこるかもしれぬ。しかしそれは我々の責任ではない。それは我々の子供や孫たちの責任であり課題である。我々の責任は我々の世代において「平和の時代」をできる限り「ひきのばす」ことである。

（二）平和史を研究すべきである

このような立場に立ってカレルギ伯は、彼の平和観、平和への努力というものに強い現実性を附与している。その説くところは人類の単なる願望としての「平和」でなく、我々の努力によってひきのばしてゆく「平和の時代」である。そしてこの立場に立っかぎり、平和が成立するための条件、平和の時代をひきのばすための基礎が研究の対称とされなければならない。かくてカ伯は、この著書において「歴史における平和の時代」というものを考察し、分析しているのである。

そしてスイスの五〇〇年近い平和の時代、日本の徳川三〇〇年の平和の時代、英国の平和の時代、米国の平和の時代、その他各国の歴史の中に存在した平和の時代を分析することによって、これらの平和の時代を存在せしめた基礎はどこにあったかを研究しているのである。この平和の時代の歴史の研究が彼の著の第二部を構成し、極めて重要な部分となっている。そしてこれらの平和の時代の分析によって見出された平和の基礎条件はなにかというとカ伯によれば「力のコンビネーション」いかんによるのである。前記の各国の平和時代にはいずれも強大な「国家権力」が存在したことをカ伯は指摘する。そしてその「力」とは「侵略のない力」であり「侵略のない状態」を生み出したものは「力の統合」「力のコンビネーション」である。それ故その基礎条件をたえず持続せしめることによって、また力の結合をたえず再構成し、再結合、再配合することによって、更に平和の時代を「ひきのばす」ことが可能であると結論ずけるのである。

（三）平和地域と人間革命

平和の時代の基礎条件の第二は「平和地域」であり、その地域を拡大することによって、平和の時代をより「ひきのばす」ことが可能となる。オーストリヤの永世中立化はスイスの永世中立と同様、ヨーロッパの平和の時代をひきのばすことに貢献するであろう。インドの中立政策、アジア、アラブブロックの中立政策はこの平和地域を拡大する効果を示すだろう。然しこの場合でも世界の「力の結合」「力の配合」は、平和地域との連関において重要な役割を果すのである。即ち二大勢力という力の均衡がなければ「第三勢力」といった平和地域は生れてこないと考えられるからである。

第三の平和の基礎条件は人間の平和ということである。そのためには婦人の地位に対する革命が必要である。何故ならば男子は侵略的であり、婦人は平和的である。そしてこのことは男子、女子の本性から由来していると考えられるがその一つの証拠として男の子供は武器で遊ぶことをよろこび女の子は人形と遊ぶことを好むのである。それ故婦人の地位に関する革命が行なわれたならば、即ち世界の婦人の地位や政治に対する発言が男子と同等となったならば世界はより平和的要素を加えたというべきである。そしてこのことは婦人がその母性愛から自らの子供の戦場に行くことをきらうという意志をはっきり政治の上に表明できるようになったときのことを考えれば よりはっきりと理解される。

（四）科学の発展は平和の基礎である

今日の世界は人口問題になやまされている。先進国といえども、後進国の人口問題に間接的になやまされているのが今日の世界の様々な動向の示すところである。このために、限られた地球上のエネルギーを単に利用するというだけでなく、原子科学の発展によって「創造」することが必要である。食糧等のエネルギーも、科学の発展によって無限に生み出して行くようにならなければならない。そしてもし、そのようなことが可能となったならば世界はより平和に近ずくことができる。少くとも、戦争の原因の一たる貧困が解決され、それによっておこる戦争が解決すると考えられる。原子力の平和利用も実にこの方面に向うことが目下の急務である。

（五）世界平和会議の提唱

平和の時代の基礎条件が以上のようなものであっても、現下のアンタゴニズム（敵対意識）の解決となり得ないことは勿論である。そこで現実の国際緊張を緩和して平和の方向にもって行くために、カレルギ伯は東西二大陣営すべて一丸とした世界平和会議を提唱するその第一歩として北大西洋条約東南アジア防衛機構等に参加している国々の政府は、米国に対してと同時に東欧ブロックの国々はソ連に対して説得することが必要である。今日戦争がおこることを最も恐れているのは米ソ二大国以外の小国であるからである。このようにして世界平和会議が開催され得たならばそこで五十年間の休戦を約束する、若し五十年間の休戦の約束が不可能だったならば、十年の休戦を約束する、そして最初の十年から次の十年に次々に延長して行く。こうして「平和の時代」を「ひきのばす」のである。

（六）現実の問題

それでは、このような平和会議が、可能とならなかつたならばどうするか、この点についてカレルギ伯は次のようにいう。

現在の世界には、非常に多くの問題が残されている。第一に二つのイデオロギーの共存の問題がある。第二に人種の問題がある。民族戦争という問題が近い将来において重大問題となるように思われる。第三に個々にみてもパレスタイン、二つのドイツ、カシミールキプロス、スエズ運河問題、北ア問題等がある。これらはそれぞれ複雑な問題を内包し、容易に解決し得ない問題である。このような個々の問題に対する私の立場は、次のような言葉によって表現するのが最も適当と思われる。それは「解決され得るところの問題は、今すぐ解決すべきだ、解決され得ないところの問題はその解決を延期すべきである」

（七）日本の立場

日本の国際的立場についてカレルギ伯の見解は、余り多くはなかったが次に示すようにかなりはっきりしていたように思う。

第一に世界の平和に対して日本は、中国、インドと手を結んで世界の敵対意識を解消するよう努力すべきである。そのためにまず中国（本土）政府を承認しなければならない。

第二に前記の三ヵ国、すなわち日本、中国、インドが手を結んだなら、世界平和の第一歩が達成されたというべきである。なぜならば、日本は米国と協力関係にある。インドはコモン・ウェールス（英連邦諸国）と密接な関係を持っている。中国はソ連と同盟国である。このように世界の大国とつながっているアジアの三つの国が協力関係に入ることが世界の平和にとってきわめてのぞましいと考えられる。

日本の再軍備に関しては、次の二つのことが同時に可能となるものでなければ再軍備の意味がないとカレルギ伯はいう。それは、❶平和的軍備であって侵略的要素を全然もたない軍備であること、❷強力でなければならない。この平和的軍備であると同時に強力であるという二つの性格を共に持った再軍備こそ望ましいと考えられる。そして若し望むならばオーストリアが得たような中立的地位を得ることは、日本にとってもまたその可能性があると考えられる。

カレルギ伯との対談記事は、本稿を第一回として、今後問題別に連載の予定です。尚次号は、「青年の精神運動について」　編集局

冬薔薇
内山一草堂

屠蘇酎めば薄紅の薔薇咲けり
薔薇赤く女礼者は銀の帯
冬のばら、李朝の壺の冷めたくて
三日早や卒然として薔薇散りぬ
○　○　○
あはれ我が白髭うすく寝正月

訪欧中のアルバムから

深津栄一
①

ミュンヘンを訪れた日本人が必ずと言ってよいほど行く酒場ホフブラウハウスは、一九二〇年ヒットラーがナチ党の最初の旗上げをしたところとして有名である。外国人の酒ぐせのよいことをひごろ聞かされているわれわれは、こゝを訪れて、昼間からすっかりビールに酔ってくだを巻いているバイエルン人におどろかされる。そして、男や子供はおろか、若い娘ッ子までが、平気で一リットルのジョッキをかゝえて、チーズをなめているので更におどろく。

私は八月のある日曜日の午後にこゝを訪れ、一ぱいきげんのドイツ人に歓迎され、余り元気にのんでいるのを見て「ヒットラーは、恐らく一パイ気げんで、演説をぶち、ドイツを戦争にもっていったのだろう」とからかったら、「ヒットラーは、酒を全然のまなかった」と答えたので、「でも聞いていた方は、皆よっぱらっていたろう」と言ったら、一寸変な顔をしていた。

この時の、ミュンヘン・ビールと、この地方独特と言う白いソーセージの味が、今でも忘れられない。この写真は、ホフブラウハウスの中庭で、すっかりきこしめした二人が、盛んに口論しているところである。手前の二人の娘の前の一リットルのジョッキをとくと御覧あれ。

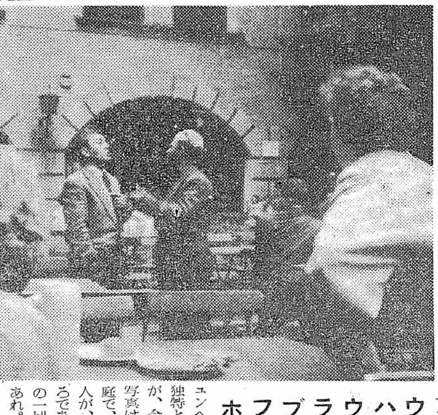

ホフブラウハウス
—ドイツ・ミュンヘン—

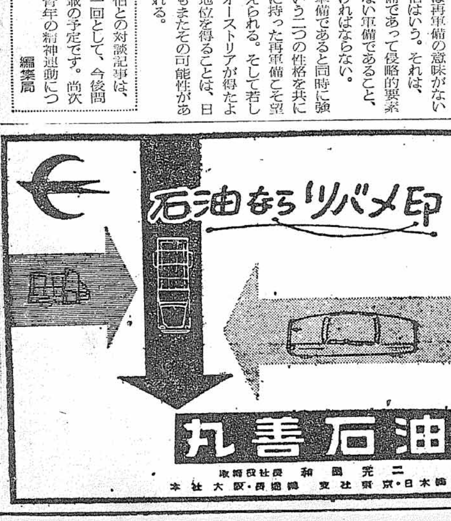

葵瓦工業株式会社
本社　東京都文京区白山御殿町
工場　愛知県碧海郡高浜町高浜

石油の輸入販売
APOLLO　DAPHNE
ガソリンはアポロ　オイルはダフニイ
出光興産株式会社
社長　出光佐三
本社　東京銀座東四丁目

"友愛山荘"をわれわれの手でつくろう!!

まず全国に十五ヵ所
各戸の収容人員五十名

"友愛山荘"建設計画の準備は一面記載の通り着々と進んでいるが、昨年十二月開かれた準備小委員会（山荘建設委員会を正式に発足させるまでの諸準備をおこなう委員会）でまとまった構想は別稿の通りなもので、この構想をより具体化するためにも"友愛山荘建設委員会"の早急な設置が望まれている。

今回本会で計画した"友愛山荘"はユース・ホステル（若い青年男女に安くて簡易なそして清潔で実用的な宿泊所）の規定にだいたいあてはめて設計されるが、それは次の様な要件を考慮しなければならないことになっている。

×　×　×

一、男子及び女子用にうまく仕切ることのできる寝室。
二、全ての客の会合場所としての広間。
三、ハウス・ペアレント（ウオーデン）の常時管理。
四、客の家事への協力。
五、客が自分の食事を仕度出来る台所（出来ればハウス・ペアレントが客に食事を出すための設備も）
六、荷物や自転車、カヌーなどをしまうための倉庫。

その他いろいろと細かく規定しているが、こゝに掲載した"友愛山荘設計図"はユース・ホステルの規定及び深津国際部長が過日欧州各地のユース・ホステルを実際にみてきた感じや、各常任幹事その他関係者等の意見を綜合し、大西厳治君（幹事）が設計したもので設計図をみればわかる通り、普通の旅館と山小家との中間的宿泊所といえる。

勿論この設計図は最終的なものではなく、今後建設委員会において充分検討し、よりよい"友愛山荘"をつくるよう努力されるであろうが、限られた条件のなかで一応の設備と多くのベットを持ちたいという希望は一応かなえており大いに役立つことであろう。

なお今後は一般会員の諸君も、"友愛山荘"建設に関する意見をどしどし委員会へ寄せるよう望んでいる。

○青年と学生のための山荘建設趣意書（草案）

友愛青年同志会は、その結成以来、わが国における全国的組織の青年団体として、友愛思想にもとずく友愛社会の建設をめざし、各種の社会活動をはじめとして、研究会、講演会、討論会講習会等の研究活動を通じて、健全なる青年運動のために挺身してまいりました。

特に、社会福祉事業、助け合い運動への積極的参加、友愛思想普及のための資料、パンフレットの配布、機関誌の発行によりその組織においても、又活動においても画期的な発展をとげ、わが国青年運動のうえに強固な地歩をきずいてきたのであります。

しかしながら、友愛運動の原動力たる今日の青年の中には、不幸にも、幼にして風雪のうちに生をうけ、その成長の全時期を相続く戦禍に災されて、学業、生活共に不安定な歳月を経過しただけでなく更に戦後の混乱と崩壊、世相の頽廃下に、祖国の次代を担うべき青年たるの気魄を喪失しており、誠に憂うべきものがあります。

こゝにおいて、友愛青年同志会の会員一同相はかり、国家再建活動におけるわが国青年の課すべき使命の重要性を自覚し「青年と学生のための山荘」建設運動をおしすゝめることになりました。

本会ではすでに、過去三年にわたって長野県軽井沢の地に「友愛山荘」を開設し、山野を徒歩旅行する青年に対して憩の場所を提供してきたのでありますが、年毎にその宿泊希望者の飛躍的増加を見るにつけ、この種の青年のための簡易宿泊の施設が欧米のそれに比し、わが国にほとんど存在しない実状が強く反省させられるのであります。

由来、青年に対する働き、健全な青年運動の必要性は、世の識者の斉しくこれを認め、その緊急なる所以を強調されて来たのでありますが、効果の短時日に現われないこと、多年にわたる努力と莫大な経費を必要とする等の関係上、何等行われていなかったというのが現実であります。

本会では、以上のような趣旨によりわが国における青年運動の重要性にかんがみ、青年みずからの発意と献身によって、「青年と学生のための山荘」建設運動をおしすゝめたいと考えるものであります。

各位におかれましては、どうか、われわれ青年による、山荘建設の目的と趣旨を御理解御賛同下さいまして、絶大なる御後援を御願い申上げる次第であります。

"青年と学生のための"山荘建設計画（案）

一、目的

趣意書の趣意により、左記候補地中十五ヵ所を選択して建設する。

二、建設予定地（候補地二十五ヵ所）

阿寒・北海道阿寒郡―川上郡（阿寒国立公園）
登別・北海道幌別郡登別（支笏・洞爺国立公園）
十和田・青森県南津軽郡（十和田湖国立公園）
裏磐梯・福島県耶麻郡（朝日磐梯国立公園）
金谷・千葉県君津郡（海岸・鋸山・妙法寺）
箱根・神奈川県足柄郡（富士箱根国立公園）
奥日光・栃木県日光市（日光国立公園）
精進湖・山梨県西八代郡（富士箱根国立公園）
石廊崎・静岡県賀茂郡（下田・長津呂・石廊崎）
横須賀・愛知県愛知郡横須賀町（海水浴）
軽井沢・長野県北佐久郡軽井沢（浅間山・高原）
蓼科・長野県諏訪町蓼科高原（高原）
白馬・長野県北安曇郡（北アルプス）
和具・三重県志摩郡安具町（伊勢・志摩国立公園）
白浜・和歌山県西牟呂郡白浜町（温泉）
児島・岡山県児島市（瀬戸内海国立公園・鷲羽山）
尾道・広島県尾道市（瀬戸内海国立公園）
大山・鳥取県西伯郡（大山国立公園）
小豆島・香川県小豆郡小豆島（瀬戸内海国立公園）
道後・愛媛県松山市（温泉）
阿蘇・熊本県阿蘇郡（阿蘇国立公園）
雲仙・長崎県南高来郡（雲仙国立公園）
霧島・鹿児島県姶良郡（霧島国立公園）
赤倉・新潟県中頸城郡妙高高原（温泉・妙高山・赤倉）
小安峡・山形県最上郡（温泉・峡谷）

山荘
木造二階建　建坪四十坪
収容人員　五十名乃至六十名

施設　ベット式大部屋（階上男子室・階下女子室）集会室、食堂、ロビー、事務室
附属施設　料理場、浴場、化粧室、野外炊飯所

一、募金総額

三〇、〇〇〇、〇〇〇円

二、募金金額使途

1、山荘建設費
内訳（建坪四十坪、坪当り三五、〇〇〇円）
一戸当り建設費　一、四〇〇、〇〇〇円
十五戸合計　二一、〇〇〇、〇〇〇円

2、設備費（寝具、食器、代器等）
一戸当り　四〇〇、〇〇〇円
一五戸合計　六、〇〇〇、〇〇〇円

3、諸経費　一、〇〇〇、〇〇〇円

4、募金経費　二、〇〇〇、〇〇〇円

合計、三〇、〇〇〇、〇〇〇円

本邦随一の　高品位炭
北炭
北海道炭礦汽船株式会社

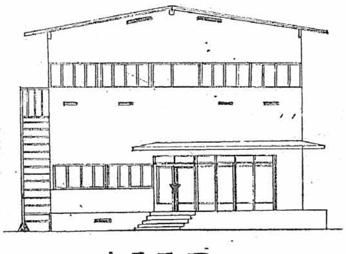
立正面図

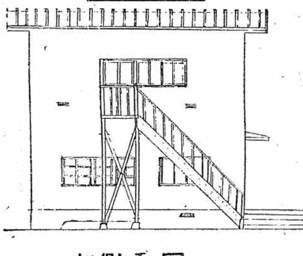
立側面図

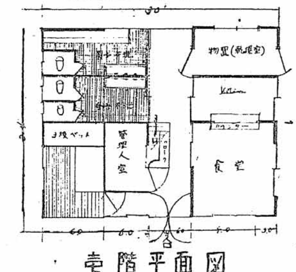

壱階平面図

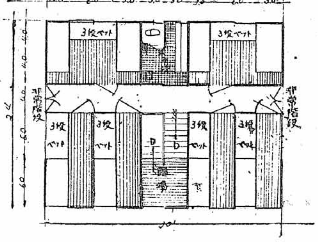

弐階平面図

ユース・ホステル規準

ユース・ホステルの理態については各国ともそれぞれ独自の規準を設けているが、次にかゝげるものはベット数三〇の場合の数字で、これを目安として建てられている。

休暇ホステル
台所……二〇平方米
集会室……三五平方米
衛生施設（少年）…一五平方米
〃（少女）…一五平方米
寝室……六〇平方米
ウォーデン居室…一五平方米
自転車置場等……一五平方米
計……一四五平方米
（一人当り三・八三平方米）

旅行ホステル
台所……一五平方米
集会室……三〇平方米
衛生施設……一〇平方米
寝室……六〇平方米
ウオーデン居室…四〇平方米
自転車置場……一五平方米
倉庫……一五平方米
受付・荷物置場…一五平方米
地下室……一五平方米
計……二四五平方米
（一人当り五・三三平方米）

×　×　×

このうち寝室について多少くわしく述べると、寝室に最も必要なのは風通しがよく、又適当な換気装置のあることで、ベットは出来るだけ広く取るようにする。

部屋の高さ＝最底二米五〇　普通二米八〇
ベットの床面積＝二平方米
ベット一台当り空間＝五、五～六立方米
もし換気装置が貧弱ならこの空間を二二立方米に増加すべきである
寝室当りベット数＝四～五（団体設備としては二〇）
寝台の大きさ＝最少七〇糎×一九〇糎　普通八〇糎×一九〇糎

しかしこれらについては各地の特殊事情や、関係当局の規則と関連して検討しなければならないことは勿論である。

ワダイ　わだい　話題

世の中は幾分か落ち着いてきたという人、つまり好景気だと微笑む者が存在しているかと思えば去るクリスマスイヴの日、帳面を取り出して綿密に銀座、新宿、池袋等と人出の予想表を作成している。何の為かと聞けば予想表から割出す銀座には百五十万、新宿百万人とか？　これらが道の狭い人混みの中を押しつ押されつしてイヴの夜中を過す由、予想屋にあるまじき予想表作成のN君ポケットに交通費のみを持参して、こうした雑沓の中をただ一人下をむいて懐中電燈を照しながら財産家にならんとある流通のカミタマをひろわんという古代妄想的年の暮れのさびしげなかつ楽しみな考えを抱いて午後六時彼方からジングルベルグの音楽が聞えて来ると、その音楽の波に乗って意気込んで実地に移らんと出発して行った。何にしろこれだけの人が一円落したら銀座だけで百万円という計算、落す人、落さざる人、その額も種々様々、ざっと見積って少くとも五十万円と予想を立てたのである年変って一九五七年。N君にあって当時の結果を聞いて驚いた次第、景気がよいよいというものの一文として落す人さえなく、N君同様雑沓の人間も金を目当に歩いたのではなかろうかということ、交通費のみ損という結果になつた由何とお気毒さま。（酔狂人）

友愛青年同志会会則（抄）

第一章　総則

第一条　本会は友愛青年同志会と称する。

第二条　本会は本部を東京都に置く。本会は必要に応じ、地域別または学校別に支部を設けることができる。支部に関する細則は別に定める。

第二章　目的及び事業

第三条　本会は友愛精神を基調として青年の団結を図り、政治・経済・社会および文化の全面に亘って公正なる識見を尊めるとともに、青年の学識および社会活動を援護して共助共存の実を挙げ健全明朗なる民主社会の実現と自主独立の文化国家の建設に挺身することを目的とする。

第四条　本会は前条の目的達成のため左の事業を行う。
友愛精神および民主思想の啓培思想防衛と自衛体制並びに生産増強および国土開発を目途とする愛国運動の推進。
社会福祉と厚生文化を基本とする新生活運動の展開
世論調査並びに青年運動に関する資料の調整
青年の学究および社会活動に対する援護協力
国際親善に資する青年運動、講演会、公聴会、討論会、座談会、その他各種催物の開催
機関紙および各種刊行物の編集刊行その他本会の目的達成のために必要なる事業

第三章　会員

第五条　本会の趣旨に賛同し会則を守る男女青年をもって会員とする。新しい入会者は定められた入会申込書に所定の事項を記入の上入会金及び会費をそえて居住地の支部に申込むものとする。

第四章　役員及び機関

第一節　役員

第九条　本会の役員は、会長一名、常任幹事（経理一名を含む）及び幹事若干名、事務局長一名、監査二名、統制委員若干名とし大会において選出する。

第二節　機関及び機構

第十三条　本会に大会、常任幹事会、幹事会を置く。

第五章　組織

第一節　支部

第二十二条　組織の基本を支部とし、同一市区町村及び学校を単位として、会員二十名以上をもって構成する。これにみたない場合は班又は地区と称する

第二節　支部連合会

第二十四条　同一都道府県内に二個以上の支部がある時は、支部連合会を組織する。

第六章　会計

第二十六条　会費は会員一名年額二百円とし二期（四月・九月）にわけ支部より本部に納入する。支部費は支部が定める。